



不妊治療費助成事業 不妊治療交通費助成事業 のお知らせ

平取町では不妊治療に要する経済的負担を軽減するため、費用の一部助成を行っています。
不妊治療費及び不妊治療交通費の助成を希望される方は、申請方法等の説明がありますので、下記問合せ先までご連絡ください。

1. 助成の対象者

- ①婚姻をしていること。（事実婚関係にある者も含む。）
- ②夫婦ともに平取町に住所を有すること。併せて、助成申請日の1年以上前から夫婦両方、もしくは一方が引き続き平取町に在住していること。
（※転入の場合、転入日より1年後からの治療が助成の対象となります）
- ③医療保険法各法に規定する被保険者または、組合員もしくは被扶養者であること。
- ④夫婦ともに町税等を滞納していないこと。
- ⑤助成申請前に保健師との事前面談が終了していること。

2. 助成の対象及び内容

事業区分	助成の対象	助成の内容
不妊治療費 助成事業	一般不妊治療（不妊検査も含む）	1組の夫婦に対し、生涯にわたり5万円まで
	特定不妊治療（体外受精・顕微鏡受精）	1組の夫婦に対し、1回5万円・通算50万円まで
	先進不妊治療（治療に関する情報は、厚生労働省HPにてご確認ください）	1子あたり6回、1回5万円・通算30万円まで
不妊治療交通費助成事業	特定及び先進不妊治療を受ける際、自宅から医療機関までの距離に応じた交通費	1回の治療に対し5回まで 距離区分により基準額があります。 <例>本町（自宅）～苫小牧（医療機関）の場合、1,640円/回の助成

4. 申請の方法

申請に必要な書類等の説明があるため、事前に保健師と面談を行います。下記の問合せ先までご連絡ください。

- ・治療が終了後30日以内の申請が必要です。
- ・**年度内での申請をお願いします。**
- ・令和6年度内に1度でも治療（検査）を受け、申請を希望される場合は、令和7年3月中旬までに面談・申請にいらしてください。



【問合せ先】

ふれあいセンターびらとり 保健福祉課保健推進係
☎ 01457-4-6112

